

評価対象

事務事業名	特定不妊治療費助成	開始年度	平成 19 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	28 レベルアップ
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(20) 子どもの健康を守る体制をつくる		
施策名	② 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確立する		

事業概要

事業の目的	子どもを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩む夫婦に対し、保険適用外の高額治療費（特定不妊治療費）の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、少子化対策及び次世代育成の推進に寄与します。
事業の対象	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を開始した日から申請時まで継続して港区に住民登録がある夫婦。夫婦の一方だけが区内に住所を有する場合には、当該区内に住所を有する者の所得が他方の所得を上回ることを要します。なお、所得による制限は行っていません。
事業の概要	特定不妊治療に要する医療保険が適用されない費用を、1年度30万円を限度に助成します。平成29年度より男性不妊治療に要する医療保険が適用されない費用を、1年度15万円を限度に助成開始しました。通算5年度まで申請できます。
根拠法令等	港区特定不妊治療費助成金支給要綱

事業の成果

指標	指標1	助成金申請者数（延件数）			指標2	内 東京都申請者数			指標3	全申請者に対する43歳以下の治療者（女性・人数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	1,140	926		81.2%	平成28年度	415		296	71.3%	平成28年度
平成29年度	900	911	101.2%	平成29年度	288	289	100.5%	平成29年度	873	880	100.8%	
平成30年度	930	—	—	平成30年度	298	—	—	平成30年度	902	—	—	

指標から見た事業の成果 申請需要は上がっており、また東京都の制度に比べ内容が充実しているため、この手当の内容有無により港区への転入を検討するという方もいます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	231,291	231,291	0	0	0	0	-1,944	17,500	246,847	235,943	96%
平成29年度	231,180	231,180	0	0	0	0	0	0	231,180	231,083	100%
平成30年度	235,786	235,786	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 過去5年で35%の増加となっており、今後も増加傾向にあると見込まれます。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	年齢が若いうちに治療を開始し、集中して治療をすることで成果があがりますが、1回の治療費が高額であるため、世帯年収が低い夫婦は年に何度も治療を受けることが難しい状況です。 港区では、他区に比べても手厚くサポートしています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	8区が都と同様の所得制限を設けて助成を行っています。 平成26年度から国(都)は治療の内容によって、助成金額を75,000円、150,000円、200,000円、250,000円としました。
コスト削減の工夫・余地	—
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	・国は、国の研究機関の検証結果を踏まえ、助成対象年齢を43歳未満としています。区もこうした観点から助成対象年齢を平成33年度から43歳未満とするとともに、継続して治療効果が高い年齢の助成期間・回数等の動向を調査していきます。 ・平成30年4月から、東京都及び一部の区では対象を事実婚カップルに拡大しています。これについて、区では、国の動向を注視しながら、実情を踏まえて引き続き課題と効果についての整理をしていきます。
次年度へ向けた事務の改善点	定型的な給付事務ですが、正確で効率的な事務執行のための工夫を行っていきます

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	子どもを望む区民の認知度も広がり、不妊治療を希望する夫婦にとって、経済的負担を軽くすることが出来るため、治療費助成の需要は高く、毎年度ごとに申請者は増加しています。不妊治療は高額で経済的負担が大きいため、経済的理由から子どもを断念することのないよう、区が支援を継続する必要があります。
② 事業の効果性	4	助成総額は年々増加しているため、経済的負担軽減という目標達成の有効性は明らかですが、客観的に治療の成果を把握することが困難なため、少子化対策として効果がどの程度かを数値等で表すことが難しい事業です。
③ 事業の効率性	4	国は公費の助成について、43歳以上の妊娠・出産の安全性を考慮に入れて行うべきとの観点から、年齢による治療効果、妊娠・出産のリスクを考慮し、港区においても平成33年度から年齢制限を予定しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	助成申請者数も毎年度増加しており、子どもを望む区民にとって需要のある制度です。経済的理由により子どもを断念することのないよう、有効な制度であると評価できます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	難病対策地域協議会運営	開始年度	平成 27 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康的な都心居住を支援する		
政策名	(24) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	難病患者の地域参加を支援するため、患者本人及びその家族、患者団体、保健所、医療機関、福祉の関係所管、医師会等により構成される難病対策地域協議会を設置し、情報共有や協議を行い、難病患者の地域における支援体制の整備について協議することを目的とします。
事業の対象	区民の難病患者及びその家族
事業の概要	難病患者の地域参加を支援するため、患者本人及び患者団体、保健所、医療機関、福祉の関係所管、医師会等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
根拠法令等	「難病の患者に対する医療費等に関する法律」第32条 港区難病対策地域協議会設置要綱

事業の成果

指標	指標1	保健師の難病研修参加人数			指標2	難病患者への案内チラシ配布数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	0	0			平成28年度	0		0		平成28年度
平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	0	0		平成29年度				
平成30年度	1	—	—	平成30年度	2,000	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
平成28年度まで課題の抽出を行い、平成29年度より課題解決に取り組んでいます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	137	137	0	0	0	0	0	0	137	98	72%
平成29年度	120	35	85	0	0	0	0	0	120	86	72%
平成30年度	117	57	60	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
委員の協議会欠席により決算額が減少しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	難病患者支援における課題解決に取り組むため、引き続き会議を実施していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	港区の難病患者数は約2,000人います。患者たちのよりよい支援体制を構築していくためにも協議会の継続が必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	平成29年10月1日現在、都内の特別区23か所、保健所設置市2か所、東京都保健所5か所の中で、協議会が設置されている保健所は7か所でした。
コスト削減の工夫・余地	主なコストは委員報償費のため、削減の余地はありません。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	現状の課題については年度に1回の開催で対応できるものの、今後困難な課題が生じた場合には回数を増やしていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	引き続き、協議会を実施するものの、課題によっては回数を増やしていくことが必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	「難病の患者に対する医療費等に関する法律」第32条で協議会設置の必要性が規定されており、区としても設置の必要性は高いと考えます。
② 事業の効果性	4	患者及びその家族、医療・看護・福祉の関係者が協議会をとおして、支援体制の構築や、医療、福祉等の課題や情報共有を協議することは、効果的です。
③ 事業の効率性	4	多職種の関係者と一度に協議するため、個々に情報交換を行うより効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	港区には約2,000人の難病患者とその家族がいます。患者たちのよりよい支援体制を構築していくためにも引き続き協議していく必要があります、本事業は継続します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	港区精神障害者デイケア事業	開始年度	昭和 50 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	回復途上にある精神障害者を対象に、集団生活指導等を実施することにより社会復帰に必要な適応能力の向上を図り、社会復帰の促進及び福祉の増進を支援します。
事業の対象	区民で、15歳から65歳までの回復途上にある通院中の精神障害者で、参加について主治医の了解を得られ、かつ地区担当保健師が関わっている人。
事業の概要	<p>社会復帰を促進するために必要な、日常生活の適応を図るための生活指導、対人関係改善を目標とした集団活動等を実施します。</p> <p>募集：随時 受付：地区総合支所地区担当保健師が受付、デイケア担当医が面接の上、見学参加を決定します。 決定：見学参加後、申請書、主治医意見書等を基に会議を経て、保健所長が正式参加決定します。 費用：原則、無料。ただし、プログラムにより材料費、交通費等必要な場合があります。</p>
根拠法令等	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第4条・46条 港区精神障害者社会復帰援助事業実施要綱、港区精神障害者社会復帰援助事業実施要領

事業の成果

指標	指標1	デイケア実施回数			指標2	登録者数			指標3	事業参加延人数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	48	48	100.0%	平成28年度	23	21	91.3%	平成28年度	514	395	76.8%
平成29年度	48	48	100.0%	平成29年度	21	17	81.0%	平成29年度	395	346	87.6%	
平成30年度	48	—	—	平成30年度	17	—	—	平成30年度	346	—	—	

指標から見た事業の成果
 実施要綱により、原則年間48回の実施を予定しています。登録者数および事業参加延人数は、ここ数年減少傾向にあり、これは区内にデイケア以外の日中活動場所が増えていることが理由のひとつと考えられます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,175	3,175	0	0	0	0	0	0	3,175	2,904	91%
平成29年度	3,312	3,312	0	0	0	0	0	0	3,312	3,122	94%
平成30年度	3,099	3,099	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 平成29年度は七宝電気炉の購入があったため、平成28年度に比べ予算額及び決算額が増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	日常生活に即したプログラム運営を行い、個々の参加目的や生活状況にあった社会復帰を支援していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	病気により社会性やコミュニケーションに不安のある方に対して、医師や心理士、保健師が利用者の状況を評価しながらプログラムを行う日中活動場所は区内で保健所デイケアのみであり、今後も需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区中17区が、精神障害者を対象に保健所デイケアを行っています。 区内精神科医療機関でもデイケアを実施しているところがありますが、利用者を通院者に限るものや、リワーク（復職支援）を中心としたものなど、対象者や利用目的が異なります。
コスト削減の工夫・余地	プログラム「所外活動」「外出」等では、福祉サービス（都営交通無料パス、手帳所持による無料施設の活用等）を積極的に活用し減額を試みています。また、創作やスポーツに活用する物品の再利用を行っています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	デイケアの運営には最低1名の常勤職員を置く必要がありますが、現在、それ以外の職員については、すべて臨時職員を雇用して運営しています。委託した場合には、現状以上のコストがかかることが見込まれます。
事業の課題	・登録者減少の傾向があり、デイケア利用の促進に向けた周知や職員間での課題共有が必要です。 ・精神保健福祉法を根拠に行う保健所デイケアと、障害者総合支援法を根拠に行う精神障害者地域活動支援センターの生活訓練で、重複する内容のすり合わせや役割分担を行う必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	デイケア利用者の現状や参加目的、プログラム内容と反応、参加による効果等をまとめ、精神障害者地域活動支援センターとの役割分担について障害者福祉課との連携を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	精神障害者地域活動支援センターとの役割分担に向け、障害者福祉課と連携をとりつつ事業を継続し、状況を整理していきます。
② 事業の効果性	4	安全で安心して継続的に参加できる場として、参加者の意見を取り入れたプログラムを毎週開催できています。登録が長期化している参加者の目的達成状況について見直すことが今後の課題です。
③ 事業の効率性	4	保健所に保健師、医師、グループワーカー、作業療法士が集まって行うことで、その場でPDCAを行うことができ、効率的であるといえます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	精神障害者の日中活動場所のひとつであり、地域生活への移行の上で重要な事業であることから、継続的な開催が必要です。障害者福祉課および他事業所等と連携を取りつつ、今後のデイケアの運営方針を検討していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	精神保健福祉連絡協議会	開始年度	平成 11 年度
所属	みなと保健所健康推進課保健指導調整担当	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	港区における地域精神保健福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
事業の対象	全ての港区民 会議構成員：保健医療関係機関（病院・診療所）、福祉関係団体（民生委員、社会福祉協議会、家族会、社会復帰施設等）、関係行政機関（警察署、消防署、職業安定所、東京都中部総合精神保健福祉センター）、学識経験者、区関係機関
事業の概要	平成29年度まで年2回開催し、下記の協議事項の他、自殺対策についても協議をしていましたが、平成30年度から港区自殺対策関係機関協議会を設置したことにより、年度1回の開催としました。 【委員任期】2年 【協議事項】 ①精神保健福祉の推進に関すること ②精神保健福祉に関する知識の普及啓発に関すること ③関係機関、団体等の協力体制の整備、調整に関すること ④精神保健福祉関連組織、協力団体の育成に関すること ⑤その他精神保健福祉活動に関すること また、港区精神保健福祉協議会の下部会議である港区精神保健福祉検討委員会として、思春期こころのケアネットワーク会議を1回開催します。
根拠法令等	保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領（通知）第一部第二の3 港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱

事業の成果

指標	指標1	開催回数			指標2	参加機関数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
指標	平成28年度	5	4	80.0%	平成28年度	70	52	74.3%	平成28年度			
	平成29年度	3	3	100.0%	平成29年度	57	48	84.2%	平成29年度			
	平成30年度	2	—	—	平成30年度	31	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	本協議会は、区で唯一精神保健福祉に特化した会議体です。精神保健福祉に関する国や都の動向の変化について情報を共有するとともに区の方角性を協議し、精神保健福祉分野の事業展開につなげてきました。近年は、精神疾患による入院対応や退院後支援に対する今後の支援体制についての協議を行っていました。なお、本協議会の成果を指標で表すことは困難であるため、回数と参加機関数を提示しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	287	287	0	0	0	0	0	0	287	245	85%
平成29年度	245	245	0	0	0	0	0	0	245	216	88%
平成30年度	164	164	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度は港区自殺対策関係機関協議会を設置したため、精神保健福祉連絡協議会は年度1回としたこと、自殺対策を話し合うために招集していた民間団体（5か所分）がなくなったことにより、減額となっています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	自殺対策基本法の改正により、自殺総合対策大綱や、都の自殺対策計画を踏まえた港区自殺対策推進計画の見直しが求められています。また、精神保健福祉法の改正も見込まれており、それに伴う区の体制等に応じて、協議会の位置づけの見直しが必要です。そのため、自殺対策については新たに港区自殺対策関係機関協議会を設置し協議することとし、精神保健福祉連絡協議会では、医療、保健、福祉の連携等について協議する場として整理しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	港区の精神保健福祉について各方面の機関が協議できる場となっています。精神保健福祉を取り巻く法の改正や社会情勢の変化により、協議会等の関係機関の連携は精神保健福祉の推進のために必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	特別区の中で精神保健福祉連絡協議会（精神連絡協議会）の類似会議を設置している区は港区を含め10区あります。（平成29年12月1日現在）
コスト削減の 工夫・余地	委員の報償費や協議会・検討委員会開催時の資料作成や運営に必要な費用及び連絡に必要な役務費のみ予算要求しています。委員との連絡に関しては利便性・即時性・経済性を考慮し、できるだけ電子メールや交換便を利用しています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	区の責任で実施する事業であるため委託はできません。
事業の課題	社会情勢の変化や精神保健福祉法の改正等に伴う区の体制等に応じて、協議会の位置づけを見直す必要が生じますが、現在のところ他の会議体に代替えできる可能性はありません。
次年度へ向けた 事務の改善点	社会情勢の変化や精神保健福祉法の改正等に伴い、協議会の位置づけを見直す場合は、庁内外の全体的な調整を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	本協議会は、港区における地域精神保健福祉活動について各関係機関と連携し、総合的に進めるためのものです。このように、総合的な精神保健福祉活動を協議する場合は区内に他にないため、継続の必要性があります。
② 事業の効果性	5	協議会での多機関からの意見を精神保健施策に反映させています。各機関からの委員の出席率も実質84%以上あり、多岐にわたった関係機関による協議ができています。
③ 事業の効率性	5	委員の都合がつかない場合は代理での出席が可能であり、多機関での協議会開催が可能となっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	精神保健福祉協議会は、港区全体の精神保健福祉施策を協議する場であり、関係機関の連携を強化する上でも継続実施が適当です。議事内容については、社会情勢の変化や法改正に伴う区の体制等に応じて検討するとともに、他の関連会議体と効果的な連携を図ります。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	精神保健福祉相談	開始年度	昭和 50 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	こころの病気の早期発見、早期治療の促進、社会適応の援助のほか、区民のこころの健康の保持・増進を図ります。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、関係機関等
事業の概要	<p>精神障害の早期対応と心の健康づくりの促進のため、月4回精神科医師による精神保健福祉相談事業を実施しています。また、精神障害や心の健康づくりに関する普及啓発活動として精神保健福祉講演会の開催、家族同士の交流・学習の場として家族会等を実施しています。</p> <p>(1) 精神保健福祉相談 こころの病気や精神的問題を抱える人及びその家族に対し、面接または訪問により相談・助言を行います。保健師による相談は随時、精神科医による相談は予約制で行っています。</p> <p>(2) 精神保健福祉講演会 こころの病気についての普及啓発活動として、講演会を開催しています。</p> <p>(3) 家族会及び家族教室 こころの病気のある人の家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会や家族教室を開催しています。</p>
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46・47条 港区精神保健福祉相談実施要綱、自殺対策基本法第6条

事業の成果

指標	指標1	精神保健福祉相談延人数			指標2	精神保健福祉講演会 1回あたりの参加人数			指標3	家族会及び家族教室の参加延人数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	58	69		118.9%	平成28年度	50		52	104.7%	平成28年度
平成29年度	69	70	101.4%	平成29年度	52	46	87.5%	平成29年度	117	147	125.6%	
平成30年度	70	—	—	平成30年度	46	—	—	平成30年度	147	—	—	

指標から見た事業の成果

- ・精神保健福祉相談の利用者は増加傾向にあり、当初予定より上回っています。家族だけでなく、関係者からの相談も多くなってきています。
- ・精神保健福祉講演会の1回あたりの参加人数は50人前後で推移しており、テーマによってばらつきがあります。
- ・家族会及び家族教室の参加人数は増加しています。家族会では毎回、新規の方の参加があります。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,223	2,223	0	0	0	0	-55	0	2,168	1,937	89%
平成29年度	1,808	1,522	0	286	0	0	0	0	1,808	1,561	86%
平成30年度	2,174	2,174	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

- ・29年度の都支出金は東京都地域自殺対策強化交付金に基づく補助金のことです。
- ・30年度の東京都地域自殺対策強化交付金は自殺対策推進事業と自殺対策推進計画改訂で要求します。
- ・30年度は2～3年に1回作成する印刷物(3種類)を作成する年度となったため、印刷製本費が増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	精神保健福祉相談は家族だけでなく関係者からの相談も受け入れています。また、普及啓発である講演会や家族教室は、現状のニーズに沿って、実施方法や実施内容について、常に検討をしています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	港区の自立支援医療（精神通院）の受給者証所持者と精神保健福祉手帳所持者は増加しています。精神科・心療内科の医療機関数も増加傾向にありますが、精神科受診に至らない本人や家族の相談、関係者からの相談はできるところがありません。保健所では医療ルートにのらない事例等の様々な相談が多くあり、今後も需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	精神保健福祉相談と精神保健福祉講演会は特別区全区で実施しています。家族会については23区中、台東区以外の22区が実施または支援しています。
コスト削減の工夫・余地	精神保健福祉講演会等は自殺対策に関連した内容を行い、東京都地域自殺対策強化事業として、歳入が見込まれるよう工夫をしています。(1/2)
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	精神保健福祉法第46及び47条で、正しい知識の普及と相談指導等は自治体の責務とされ、区が実施することが必要です。
事業の課題	・家族会は参加し始めたばかりの家族が安心して交流ができるように配慮していく必要があります。 ・講演会のテーマは多様化している区民のニーズに合わせて、内容を検討していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	引き続き、事業は継続して行います。普及啓発である講演会や家族教室は、現状のニーズに沿って、実施方法や事業内容について、検討をしていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	精神保健福祉法第46及び47条に定められた事業であり、今後も継続が必要です。
② 事業の効果性	5	各種事業の利用者に関しては、精神疾患への知識や理解の習得、当事者や家族の問題解決への支援につながっており、事業の効果は高いといえます。
③ 事業の効率性	5	事業の実施体制は効率性を維持できています。相談者の中には、できるだけ早く医師の相談へつなぐ必要がある場合もあり、現状の月4回程度の相談の場が必要です。講演会や家族会、家族教室については、目的が同じ集団が集まることで、グループダイナミクスのメリットを生かしながら、効率よく精神保健分野への理解を深めることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	精神障害者は増加傾向にあり、それに伴い医療機関、就労移行支援など社会資源も増加傾向にあります。一方、精神科受診には至らない本人や家族、関係者の相談の場としても精神保健福祉相談は継続が必要です。自殺対策においても、区民の相談体制の確保、知識の普及啓発は区が実施しなくてはなりません。普及啓発である講演会や家族教室などは、現状のニーズに沿って、実施方法や実施内容について、検討をしていきます。

評価対象

事務事業名	基本健康診査	開始年度	昭和 59 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	高齢化社会を迎える中、心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病に対する予防対策が重要な課題です。可能な限り多くの対象者が受診し、生活習慣病の早期発見と早期治療を目指すとともに、生活習慣の改善と自助努力を高めるために健康診査を実施します。
事業の対象	40歳以上の区民で、生活保護受給者、4月2日以降の国民健康保険加入者、ほかに健診受診の機会がない人及び後期高齢者医療制度加入者に対する健康診査です。
事業の概要	40歳以上の区民で、生活保護受給者、ほかに健診受診の機会がない人及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、港区医師会に委託して、区内の指定医療機関で健康診査を実施します。(7月から11月に実施、対象者に受診券を発送) 健診費用は無料です。
根拠法令等	健康増進法第17条・19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第4号、港区基本健康診査事業実施要綱、集合契約による特定健康審査費用助成事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	受診券発行枚数に対する受診者数 (後期高齢者分は除く)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	4416名	1105名	25.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	4328名	1036名	23.9%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	2829名	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	後期高齢者医療制度に加入している人に比べ、40歳以上で生活保護受給者等の受診率が低いままにとどまっています。 ※「当初予定」の人数は平成28年度と29年度については追加発送分も含む。平成30年度は当初発送分のみ。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	258,390	251,228	0	7,162	0	0	-1,597	0	256,793	244,978	95%
平成29年度	303,604	288,871	4,452	10,281	0	0	8,483	-69,300	242,787	241,628	100%
平成30年度	258,621	245,314	6,756	6,651	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	—										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	港区の人口と後期高齢者医療制度加入者の増加に伴い、今後も受診者数の増加が見込まれ、需要は高まるものと考えられます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	健康増進法、健康増進法施行規則に基づき、各自治体において同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	高齢化社会を迎える中で、生活習慣病に対する予防対策が必要であり、受診者増への対応や受診率の向上を図るため、コストは増加すると考えられます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	健診委託、パンチ入力、封入・封緘業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	40歳以上75歳未満(4月2日以降国保加入者、生活保護受給者)の受診率が低く、後期高齢医療制度加入者に比べ半分程度に留まっています。
次年度へ向けた事務の改善点	対象者への周知方法の改善や国保年金課をはじめとした他部署との連携を進め、受診者数の拡大を図ります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	健康増進法第19条の2により健康増進法施行規則(厚生労働省令)第4条の2(市町村による健康増進事業の実施)で示されている健診です。
② 事業の効果性	4	受診率の向上と受診後の予防改善の周知を更に進める必要があります。
③ 事業の効率性	4	今年度の受診状況等の推移を見ながら、効率の面で課題がある場合は検討します。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	心疾患や脳血管等の生活習慣病等の生活習慣病は早期発見、早期治療が必要です。そのため特に働き盛り世代である40歳代の受診率を向上させるために、国保年金課、生活保護担当課と連携し普及啓発と受診勧奨を進めていきます。 また、若い世代からの定期的な健康診査受診の習慣付のために、30健診も併せて普及啓発を進めていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 275

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	肝炎ウイルス検診	開始年度	平成 14 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	肝炎が引き起こす健康障害（肝がん等）を回避するために、ウイルス性肝炎を早期に発見し早期治療を促すことを目的としています。
事業の対象	肝炎ウイルス検診を受けたことのない区民（年齢制限なし）
事業の概要	40歳以上の区民で肝炎ウイルス検診未受診者には受診券を発送します。また、39歳以下の区民には本人からの申込により発送します。検診は区が港区医師会に委託し、区内指定医療機関にて実施します。（7月～11月、一部医療機関は通年で実施） 検診の結果、陽性または陽性の可能性の高い人に対し、精密検査の受診勧奨、治療勧奨を行います。 検診費用は無料です。
根拠法令等	健康増進法、港区肝炎ウイルス検診実施要綱

事業の成果

指標	指標1	C型肝炎ウイルス検査受診者数			指標2	B型肝炎ウイルス検査受診者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	4900名	4416名	90.1%	平成28年度	4900名	4418名	90.2%	平成28年度			
	平成29年度	5900名	4505名	76.4%	平成29年度	5900名	4504名	76.3%	平成29年度			
	平成30年度	4500名	—	—	平成30年度	4500名	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	※当初予定は予算計上した人数											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	23,219	10,470	0	12,749	0	0	0	0	23,219	20,630	89%
平成29年度	27,749	14,044	0	13,705	0	0	-2,110	0	25,639	20,944	82%
平成30年度	21,206	9,254	0	11,952	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	—										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	肝がんなどの重篤な疾病の進行を防止するため、国においては、肝炎総合対策の中で肝炎ウイルス検査の受診促進に力を入れており、区においても受診を推進していくことが求められています。こうした中、区では今後の人口増加に伴い、受診対象者の増加が見込まれています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	健康増進法で自治体が行う健康増進事業に位置付けられています。そのため、各自治体において実施されています。
コスト削減の工夫・余地	肝炎ウイルス感染の早期発見と治療につなげるために必要な検診のため、コスト削減は困難と考えられます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	検診委託、パンチ入力
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	肝炎ウイルスについては、日常生活の場では新たに感染することはないとされていることから検査は一生のうちで1回受ければよいとされています。こうした中、受診する人にとっては本検診以外に病気やけが、企業検診などの機会に調べることもできるため、本検診の執行率そのものは高くない状況にあります。しかし、未受診の人のウイルス発見率が一定程度あることから、より多くの人に受診していただくことが重要です。そのため、肝炎ウイルスに対する認知を高め正しい知識を普及啓発するため、より一層の周知啓発が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	引き続き検診後の陽性者を把握し、必要に応じて保健指導の実施や肝炎専門医療機関への受診勧奨など、検診後のサポートを行っていきます。また、今後は広報紙やホームページに掲載する内容をより充実させるなど、周知方法の改善を検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	健康増進法施行規則（厚生労働省令）第4条の2（市町村による健康増進事業の実施）で区が行う検診です。
② 事業の効果性	5	受診した人の中から毎年度、一定程度の陽性又は陽性の可能性が高い人を見つけることができています。
③ 事業の効率性	5	区の人口の増加に伴い受診対象者も増加する見込みです。より多くの人に受診してもらうため、肝炎ウイルスに対する認知を高める必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	肝炎ウイルスは自覚症状がないまま肝硬変や肝がんに行進する可能性があります。現在では治療によって病気の進行を防ぐことや完治も期待できるようになっています。また、ウイルスに感染しているかどうかは検査でしか分かりません。このため、検査で早期に発見し、早期に治療を受けることが大切です。こうしたことから区では、未受診者がより多く受診するように、引き続き肝炎ウイルス対しての正しい知識の啓発と未受診者への受診勧奨を進めています。

No 276

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	健康教育	開始年度	平成 20 年度
所属	みなと保健所健康推進課	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	生活習慣病の予防・健康の保持増進に関する正しい知識の普及啓発と実践の促進を図り、区民の健康づくりへの意識づけを行います。また、乳幼児や保護者を対象に食事や栄養を通じた食育を推進します。
事業の対象	区内在住・在勤・在学者
事業の概要	若い世代からの生活習慣病の予防、健康づくりに関する正しい知識の普及を目的とした講演会・教室を実施し、区民が自らの健康の保持増進に向けて自発的な行動がとれるようにします。また、乳幼児の保護者を対象に、食生活や栄養についての相談会を実施するほか、離乳食のつくり方をテーマに講習会を行います。
根拠法令等	健康増進法第4条、母子保健法第9条

事業の成果

指標	指標1	健康講座の参加者数			指標2	健康講座の満足度 (%)			指標3	離乳食教室参加者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	—	—	—	平成28年度	—	—	—	平成28年度	720	746	103.6%
平成29年度	420	350	83.3%	平成29年度	80	83	104.3%	平成29年度	720	614	85.3%	
平成30年度	450	—	—	平成30年度	83	—	—	平成30年度	720	—	—	

指標から見た事業の成果
指標2「健康講座の満足度」は、指標1「健康講座の参加者数」のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した人の割合です。平成29年度は83.4%の参加者が「満足・やや満足」と回答しており、満足度の高い講座を実施しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
平成29年度	5,564	3,039	0	2,525	0	0	0	0	5,564	5,547	100%
平成30年度	4,140	2,078	0	2,062	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成29年度に「栄養改善事業」と統合しました。平成30年度は働き盛り世代に向けた生活習慣病予防講座を「健康づくり推進事業」で実施予定のため、事業費が減少しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	体験型講座の開催場所を増やし、保健所のほかに各地区総合支所で実施しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	働き盛り世代が参加しやすい土曜日に事業を開催することで区民がより参加しやすい環境を作りました。体験型の講座や実践を伴う講座はアンケートから需要の高さがうかがえるため、今後も講座に取り入れて実施します。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	各自治体においても、生活習慣病予防や乳幼児の保護者を対象とした食事の講習会を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	講座の実施内容や回数を毎年見直し、委託料の削減に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	生活習慣病予防講座、区民健診（30（さんまる）健診）受診者向け講座等土曜日に開催する際の事業運営
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	若い世代からの健康づくり推進を図るため、土曜日に体験型もしくは実践を伴う講座を行い、生活習慣病予防及び健康の保持増進に区民が継続的に取り組めるようにする必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	港区公式Facebook「みなとトピックス」等の活用など、周知方法の充実化を図ることでより多く方の参加が得られるようにします。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区民自らの健康に対する意識づけを高めるために事業を継続して実施します。
② 事業の効果性	4	土曜に体験型、実践を伴う講座を開催することで、参加者の満足度が高い講座を実施できています。今後も引き続き運動を取り入れた講座を行うなど、日々の健康づくりに役立つような講座を開催していきます。
③ 事業の効率性	4	保健師、栄養士が共に生活習慣病予防に関する講座を計画し、実施することは個々で事業を運営するよりも効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	健康講座に参加された区民の満足度は高く、区民の健康づくりに対する意識や関心の高さがうかがえることから、今後も健康講座の需要が見込まれます。若い世代からの健康増進を図るため、継続して事業を実施する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	歯科保健事業推進協議会	開始年度	平成 6 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	区における歯科保健に関する施策を総合的かつ効果的運営に資するため、関係団体や庁内関係部署等と協議会を設けて、情報共有や協議を行い、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたった歯科保健事業を推進することを目的とします。
事業の対象	区における歯科保健に関する施策
事業の概要	歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健の推進に関する施策について、地域の状況に応じた施策を実施するために、学識経験者、関係団体代表者、庁内関係部署、その他会長が必要と認める者から構成した協議会を設置し、区で実施している歯科保健事業のあり方等に関して協議を行います。
根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、港区歯科保健事業推進協議会設置要綱

事業の成果

指標	指標1	協議会開催回数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	2	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	協議会では、歯科保健事業全般について関係者の意見を聴取し、効果効率の観点も踏まえ、区の施策に反映できるものを事業化等につなげています。例えば平成29年度には、前年度の協議会の意見を踏まえ「口腔がん検診」を開始し、歯科保健事業は12から13事業に増えました。なお、協議会は原則、年2回の開催ですが、平成29年度は日程の都合により1回の開催となりました。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	644	644	0	0	0	0	-91	0	553	288	52%
平成29年度	584	584	0	0	0	0	0	0	584	179	31%
平成30年度	387	387	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	従来は、協議会の下に作業部会を設置し、各種事業の具体的検討を行っていましたが、よりきめ細やかな議論を行い、円滑な事業実施手順等を検討するため、事業ごとにある検討会や連絡会（例：「お口の健診検討会」）に検討の場を移行しました。そのため、平成28年度以降、作業部会は開催しておらず、平成30年度は作業部会の報償費は計上していません。なお、検討会等では報償費は支払っていません。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区民の健康推進に寄与するため、協議会の場において、関係機関から意見や提案を聴取するとともに、最新のニーズに対応した課題や要望を抽出して協議を行うことにより、より良い歯科保健事業を実施することが求められています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区中、港区を含めて10区が類似の協議会を設置しています。(平成30年5月現在)
コスト削減の工夫・余地	歯科保健事業推進協議会の予算は、主に報償費から構成されており、削減が困難です。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	区の歯科保健事業の検討、改善への意見聴取及び協議の場として、区が実施する必要があります。
事業の課題	区の歯科保健施策に関して、議題が多岐にわたるため議論の整理をするのが難しく、より実質的な話し合いや検討を行う場とする必要があります。また、当課では類似の協議会は開催していないため、他の会議体にて代替することは困難です。
次年度へ向けた事務の改善点	区が実施する歯科保健事業施策についての協議を行うことによって、区民により有益な歯科保健事業実施が推進できるよう目指します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	よりよい歯科保健事業の実施をしていくためには、専門的な知識を有する学識経験者や歯科医師会の協力を得られる協議会が必要です。
② 事業の効果性	4	関係団体や庁内関係部署の視点からの意見や提案などを踏まえたうえで、今後の歯科保健行政施策を検討するための方法として効果的であると考えます。
③ 事業の効率性	4	関係機関が直接話し合う場をもつことで、課題の把握から所管課までの対応が迅速になり効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	区で行う歯科保健事業は、関係機関と協働して実施するものが多く、その連携を円滑にはかるためには、関係機関や庁内関連部署が一堂に会して関連な意見交換を行うことが重要です。また情報共有を行い、港区の歯科保健の現状や課題を把握することで、今後の歯科保健行政施策の方向性の検討をすることができるため、継続して実施をする必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者口腔保健推進事業	開始年度	平成 26 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	一般歯科診療所での受診が困難な障害のある区民に対し、身近な場所で定期歯科健診及び歯科保健指導、予防処置等の歯科診療を実施します。
事業の対象	障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な区民
事業の概要	<p>(1) 障害児者等歯科診療事業 みなと保健所内にある港区口腔保健センターで、定期歯科健診及び歯科保健指導、予防処置等の歯科診療を毎月第2土曜日の午前、第4土曜日の午後に障害児者等歯科診療を行います。診療所の開設者は芝歯科医師会長とし、障害児者等歯科診療業務は芝歯科医師会及び麻布赤坂歯科医師会に委託して実施します。</p> <p>(2) 障害者歯科研修会 対象者が、身近な地域で安心して歯科医療が受けられるよう、歯科医師を対象とした障害者歯科医療に必要な知識を習得するための研修会を実施します。</p> <p>(3) 障害者・要介護者向け歯科医案内リーフレット等作成 受診可能な歯科医院を自身で探すことの困難な対象者が、身近な地域で適切な歯科医療を受けられ、かつ、必要に応じて専門的な歯科医療を円滑に受けられるよう「障害者等かかりつけ歯科医のご案内リーフレット」を作成し、歯科医療連携システムの維持・充実を図ります。</p>
根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第9条、港区口腔保健センター事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	予約時間枠に対する診療実績			指標2	研修会受講者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	72	58	80.6%	平成28年度	60	50	83.3%	平成28年度			
平成29年度	84	67	79.8%	平成29年度	60	66	110.0%	平成29年度				
平成30年度	96	—	—	平成30年度	70	—	—	平成30年度				

指標から見た事業の成果
受診者は、障害のために急な体調変化等もあり、予約どおりに来院できずキャンセルとなるケースがあります。また、昨年度まで予約時間枠数が少なく新規の患者予約が2~3か月先になっていたため、より多くの区民を診ることができるよう、今年度は一人あたりの予約時間を調整し、年間の予約時間枠数を増やしました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,449	9,449	0	0	0	0	91	0	9,540	9,534	100%
平成29年度	9,282	9,282	0	0	0	0	2,056	0	11,338	11,290	100%
平成30年度	9,012	9,012	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成29年度は安全対策として診療室内の工事を行ったため流用額が発生しましたが、平成30年度は工事や設備更新等の予定はなく、昨年度までと同様の障害者歯科診療および研修等を予定しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	一般歯科診療所において軽度の障害のある区民の受け入れを増やすことができるよう、障害者歯科の研修の方法や内容について検討していきます(中等度から重度の障害は一般歯科診療所では対応困難なため、口腔保健センターで対応)。また、リーフレットの活用をはじめ、障害者・介護を必要とする高齢者が受診できる歯科医院の周知に努めます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	中等度から重度の障害者にとって、口腔保健センターのニーズは高く、今後も定期健診による継続受診及び新患の受診申込み需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	都内の地区口腔保健センターは、23区内に港区を含め14センター存在しており、いずれも地域の歯科医師会が委託を受けて実施しています。
コスト削減の工夫・余地	障害者、介護を必要とする高齢者を対象としており、安全で質の高い医療を実施するためには、障害児者等歯科診療事業委託料及び障害者歯科研修会委託料を削減する余地はありません。また、障害者・要介護者向け歯科医案内リーフレット等作成に関して、より円滑に歯科医療を受けることができるよう、適宜、リーフレット作成方法や内容を検討していきます。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	障害児者等歯科診療業務委託、障害者歯科研修会委託、障害者・要介護者向け歯科医案内リーフレット等作成委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	今後、一層の増加が見込まれる障害者や要介護高齢者の医療需要に対応するため、一般歯科診療所においても、障害のある区民が歯科診療や定期健診を受けることのできるよう、障害者歯科研修の内容や方法を検討していく必要があります。診療の実施には施設面でも改善が必要なこともあり、短期的に一般歯科診療所での診療件数を上げることは難しいと考えられます。
次年度へ向けた事務の改善点	障害者が継続的かつ定期的に、安全に安心して歯科健診を受けられる環境づくりを目指していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害のある区民が、身近な場所で専門性の高い障害者歯科診療を受診できる場として必要です。
② 事業の効果性	4	他の高次専門歯科医療機関への紹介や申し送りなど、他の医療機関との連携も円滑に図ることができており、障害者専門の歯科センターとしての効果的な役割を果たしています。
③ 事業の効率性	3	障害者歯科診療委託においては、社会保険による歯科診療報酬などの収入を活用しながら、必要物品についての精査を行い、最大限、安全面へ配慮した歯科診療を行うことのできる環境整備をし、効率的な事業運営に努めていきます。事務の効率化を図るため、「かかりつけ歯科医機能推進」事業と統合します。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ● 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	事業の効率化を図るため、「かかりつけ歯科医機能推進」事業を当事業に統合します。障害者、介護を必要とする高齢者の一般歯科診療所での診療件数は、事業開始時から増加しています。今年度も継続して事業を実施することにより、障害者、介護を必要とする高齢者が必要な歯科診療や定期的な歯科健診等をより安全で安心な環境で受けられる体制づくりを今後も推進していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 279

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	がん対策推進アクションプランの推進	開始年度	平成 28 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係	種別	28 新規
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	④ がん対策の強化推進		

事業概要

事業の目的	区民の死亡原因の第1位となっている、がんによる死亡者の減少と、がんにかかっても住み慣れた場所で自分らしく生活できる環境を構築していくために、がん対策を総合的、計画的に進めていくことを目的としています。
事業の対象	港区民（がん患者の家族も含む）
事業の概要	港区でのがんによる死亡者数は増加傾向にあります。一方国はがんによる死亡を減らすため、がん対策基本方を定めました。国と都はそれを受けてがんの計画を策定しました。国や都の動きを踏まえ、実効性のあるがん対策を総合的に推進するために策定したものです。 計画期間は平成28年度から32年度までの5か年計画
根拠法令等	がん対策基本計画（国）、東京都がん対策推進計画

事業の成果

指標	指標1	普及啓発イベント集客数			指標2	普及啓発イベント参加団体数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	400名	1020名		255.0%	平成28年度	20団体		19団体	95.0%	平成28年度
平成29年度	400名	342名	85.5%	平成29年度	20団体	21団体	105.0%	平成29年度				
平成30年度	400名	—	—	平成30年度	20団体	—	—	平成30年度				

指標から見た事業の成果
平成29年度のイベント集客数は台風や国政選挙の影響で実績が減少しました。参加団体数は当初予定数を越え、増加傾向にあります。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	20,906	10,453	0	10,453	0	0	-3,310	0	17,596	17,017	97%
平成29年度	8,112	4,887	0	3,225	0	0	0	0	8,112	6,016	74%
平成30年度	6,769	3,481	0	3,288	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成29年度の執行率が低下した主な要因は、イベント支援業務委託の入札結果によるものです。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	「港区がんに関する意識調査」(平成28年度調査実施)において、がん健診の未受診者のうち、将来的に受診したいと考えている人が50%を越えています。今後はこうした層を含めた区民全体に対する普及啓発に、より一層取り組んでいく必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区では港区も含め7区において、がんに特化した計画を策定しています。
コスト削減の工夫・余地	イベントに代わる普及啓発方法の検討が必要です。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	イベント支援業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	・プランに掲げられたそれぞれの取組を確実に実施していくためには適切に進捗管理をしていくことが必要です。 ・受診率の向上のために、未受診者への働きかけや受診しやすい環境づくりの更なる検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	・がん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」を活用したがんに関する周知啓発の取組を検討します。 ・精密検査受診率向上を図るために、平成30年度は未受診者の把握をする取組を実施します。平成31年度はその結果を分析し精密検査未受診者を受診につなげるための取組を検討します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	港区がん対策推進アクションプランでは、国のがん対策推進基本計画及び東京都がん対策推進計画に踏まえる方針としています。これは港区民のがんによる死亡率の下げの取組の方向性を示すもので継続が必要な事業です。
② 事業の効果性	4	「港区がんに関する意識調査」は、平成33年度からの「第2次がん対策推進アクションプラン」の策定に向けて、平成31年度の実施が不可欠です。イベントについては、より多くの区民にがん対策アクションプランの普及啓発を図るために、より効果的な実施方法を検討します。
③ 事業の効率性	4	「港区がんに関する意識調査」は、回収率が当初予定を上回るものの、更なる回収率の向上を図ります。イベントも含めた普及啓発を充実させるとともに、ホームページやSNS等の活用を検討します。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	国や都の動向を見ながら、PDCAサイクルに乗せて適切に進捗管理をするとともに、第2次がん対策推進アクションプランの策定のためにがんの意識調査を行います。がんの普及啓発については、ういケアみなとを拠点としてイベントに代わる新たな方策の検討が必要です。